

平成 2 9 年度第 1 回

小金井市環境審議会会議録

平成29年度第1回小金井市環境審議会会議録

- 1 開催日 平成29年5月30日(火)
- 2 時間 午前9時30分から11時30分まで
- 3 場所 前原暫定集会施設2階B会議室
- 4 議題 ア 前回議事録について
イ その他
- 5 報告事項 ア 大気質調査について
イ ダイオキシン類調査について
ウ 自動車騒音常時監視調査結果について
エ 道路交通騒音・振動の要請限度調査結果について
オ 水質監視測定及び湧水調査について
カ 平成29年度小金井市環境賞について
キ その他
- 6 出席者 (1) 審議会委員
会長 寺田 昭彦
副会長 中西 史
委員 原田 隆司、大堀 百合子、鴨下 敏明
串田 光弘、島田 聡、小野 郁夫
(2) 事務局員
環境部長 柿崎 健一
環境政策課長 平野 純也
環境係長 碓井 紳介
環境係専任主査 荻原 博
環境係主任 飛田 幸子
環境係主事 藤原 良市
環境係 阪本 晴子

平成29年度第1回小金井市環境審議会会議録

寺田会長 それでは、定刻になりましたので、平成29年度第1回小金井市環境審議会を開催させていただきます。本日もどうぞよろしくお願い致します。

 まず、審議会の開会に先立ちまして、事務局の方から平成29年4月1日付人事異動の紹介をお願いいたします。

碓井係長 それでは、平成29年4月1日付人事異動につきまして、ご紹介させていただきます。前任の環境政策課長の大関がまちづくり推進課に4月1日付人事異動で異動になりまして、後任に前教育委員会学校教育部庶務係長の平野純也、昇任・昇格の上、環境政策課長となりましたので、ご報告させていただきます。

平野課長 改めまして、おはようございます。日ごろより小金井市の環境行政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。この4月より環境政策課長を拝命いたしました平野と申します。どうぞよろしくお願い致します。

 私、今回が環境部、初めての異動になりまして、まだまだ不慣れで不勉強な点も多く、なかなか至らない点も多いことかと存じますが、皆様のお力添えもいただきながら小金井市の環境行政について全力で取り組みたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

碓井係長 では、本日はすけれども、野田委員、金子委員より、本日はお仕事のご都合でご欠席されるとのご連絡を受けておりますので、よろしくお願い致します。

寺田会長 ありがとうございます。紹介及び連絡が終了いたしました。

 続きまして、本日の議題に入りますが、それに先立ちまして、事務局の方から、本日の資料の確認をよろしくお願い致します。

碓井係長 本日の資料ですけれども、まず、先週、皆様にお配りさせていただきました資料が、A4、1枚紙の「次第」と、資料1として「平成28年度第4回小金井市環境審議会会議録」、資料1-2といたしまして「平成28年度第4回小金井市環境審議会会議録（要約版）」、そし

て、資料2といたしまして「大気質調査報告書」、資料3といたしまして「大気質調査報告書（ダイオキシン類）」、資料4といたしまして「平成28年度自動車騒音常時監視調査委託 自動車騒音の常時監視に係る調査報告書」、資料5といたしまして「平成28年度自動車騒音常時監視調査委託 要請限度に係る自動車交通騒音振動調査報告書」、資料6といたしまして「水質監視測定及び湧水調査報告書」、そして、本日お配りさせていただきました資料といたしまして、A4、1枚ものの「小金井市環境審議会意見・提案シート」、こちらをお配りさせていただいてございます。意見・提案シートにつきましては、前回、環境審議会開催時に、傍聴者の方からご提出されたものになってございます。こちらにつきましては、氏名のところにお名前をお書きいただいたものにつきましては、次の審議会の開催時に議題として取り上げさせていただく形になってございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

寺田会長

ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして、(1) 前回の会議録についてを議題といたします。事前にお配りして、ご確認いただいているかとは存じますが、会議録につきまして訂正等はございますか。よろしいでしょうか。

何もないようでしたら、議事録につきましては承認とさせていただきます。

以上で、前回の会議録についてを終了いたします。

次に、(2) その他を議題といたします。事務局の方から何かございますか。

碓井係長

本日、前回、傍聴なされた方から意見・提案シートが出ておりますので、まず、こちらの①、②の2項目、ご意見を賜っているんですけども、こちらにつきまして市の見解について担当よりご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

飛田主任

こちらの内容1点、提案シートですが、3月の審議会でお示しさせていただいた節電行動計画に関する質問でございます。では、読み上げます。1番が、「市報、ホームページ等により節電を呼びかける。

具体的にどんな内容の市報や公式ホームページなり、どこに呼びかける内容を展開するのか教えてほしい。特に通年の計画と、具体的内容をお願いします。既に小金井市地球温暖化対策地域推進計画にあらわされている省エネ方法だけでなく、省エネ効果を強化する具体策を示してほしい。」

ということで、まず1番からお答えさせていただきたいと思います。まず、節電行動計画については、あくまで市職員に呼びかけるものということで、3月のときにもご説明させていただいたと思います。このため家庭、事業所への啓発の内容については、節電行動計画を市民に示し、この計画に記されている節電行動をお願いしているわけではございません。市民に対してはあくまで家庭、事業所で行える節電行動を呼びかけております。

具体的には、市報では原則年1回、無理のない節電の行動を呼びかけることを行っております。昨年度は選挙の広報があったため掲載されておりました。1面に載るような記事がほかにあるときは掲載されませんが、原則としては年1回、市報に節電行動を具体的に示し、市民、事業所に啓発を行う形になっております。ホームページについてですが、小金井市地球温暖化対策地域推進計画が掲載されているページに、節電行動が詳細に掲載されている東京都のパンフレットを紹介し、リンクを張ることを行っております。こちらが1番についての回答になります。

2番ですが、「市施設での啓発活動は具体的にどのようにしているんですか」という質問でございます。職員に対してまずは呼びかけておりますので、全職員が見ている掲示板のようなものに掲載し、全職員に呼びかけを行っております。そこに基づく市施設等を利用する市民に対し、電気をつけっ放しにしないなどの呼びかけを行っております。

また、滄浪泉園を7月15日から9月末まで無料開放してございまして、滄浪泉園を無料開放することを市報に掲載するときに、滄浪泉園で涼をとっていただいて、家庭でエアコンをつけたりしないということで、家庭での節電を行う啓発を行っております。こちらが2番に対する回答になります。

寺田会長 確認ですけれども、この場合どういうふうに回答している、この個人に回答しているのか、こういう意見があったということをおくみ上げて、ホームページ等で何か掲載する形になるのか。

碓井係長 意見・提案シートの取り扱いについて、申しわけございません、説明が後になって申しわけなかったんですけれども、こちらにつきましては記入をなさった方個人に対して、市とか、審議会として何か回答をする性質のものではございません。こちらで、いただいた意見に対して今後どのように対応していくのか、何らかの対応を行っていくのか、あと、ご意見に対する審議会委員の皆様のご見解ですとか、そういったことをこの場で議論をお願いできればと思っております。

寺田会長 確認ですけれども、こういう意見・提案シートを書かれた方自体は、この中での議論であって、書かれた方本人には回答は来ないことは理解されているのでしょうか。何が言いたいかという、そういったことを理解されないで、何も反映されていないと思われるのは、審議会としても、市としてもよろしくないと思うんです。市民とか、一般の方が思われている内容を酌み上げて、検討して、どういうふうに回答しているのかが見えたほうが良いと考えているんですけれども、いかがでしょうか、その辺。

碓井係長 こちらのシートにつきましては、どのように取り扱うかといったご説明につきましては、相手の方に直接は特に行っていないんですけれども、市民参加条例の中にこの提案シートは位置づけられていまして、そちらで取り扱い等も書いてございます。ただ、会長がおっしゃるとおり、それをどういうふうに取り扱うのかについて市民の方がご存じかどうかがございますので、意見・提案シートをくださった方に対しては、私ども事務局からこういった扱いになりますと改めてご案内させていただきますと思っております。

寺田会長 わかりました。ありがとうございます。

原田委員 関連で、今、この提案をこのように議論していることは、議事録に掲載されますよね。

碓井係長 されます。

原田委員 そうすると、この方が議事録をもし読んでいけば、自分の意見がどう議論されたかというのはわかると。ただ、議事録をごらんになって

いない方はわからないままです。ですから、その辺はどうするんでしょう。意見・提案については次の審議会で議論しますと。結果については議事録に載りますよと、傍聴者に何かの形でわかるようにしたほうがいいと思います。

碓井係長　　今、原田委員からご指摘いただいたことにつきましては、お名前をお書きいただいたシートについては、必ず次の審議会の際に議題として上げさせていただくことは、お書きいただく際にご説明させていただいております。

島田委員　　これは直接受け渡しをされているんですか。郵送とか、ファクスで送られてくるんですか。

碓井係長　　その場でお書きいただく方は直接私どもに手渡しなさる方もいらっしゃいますし、後日お書きになられたものを郵送もしくはファクスでお送りになれる方もいらっしゃいます。

私どもといたしましては、会議終了後から次の会議の10日前までにいただければ、その次の会議の場にて議題とさせていただくという取り扱いをさせていただいております。

島田委員　　わかりました。少なくとも何らかのコミュニケーションの機会があるのであれば、今、委員が言ったようなご説明があったほうがいいと思ったのと、あと、これは■■■■様の個人的な関心事かもしれませんが、主旨は、審議会でどういうことをしてほしいとかを本来はここに書くものなんですか。本来のこの役目と、今回のご要望が合っているのかどうか、よくわかっていない。

碓井係長　　確かに審議会に対する意見・提案シートですので、本来的には今、島田委員からご指摘いただいたとおりのものかもしれないんですけども、かといって、この中に書く内容について、特段、傍聴者の方にこのシートにはこういうことを書いてくださいと規定する市としてのルールを持ち合わせておりませんので、どうしてもそこら辺はお互い見解の差というか、出てきてしまうのはやむを得ないと考えております。

島田委員　　わかりました。であれば、今まで出たように、丁寧に書いてくださった方にご説明を差し上げるような機会があればいいなと思いました。

中西副会長　　前回、傍聴されていたんですね、この方は。いろいろ説明も聞かれた上でこちらを提案して下さっているのは、前回の議事録の串田

委員から、広報とかで啓発に関する表記が寂しいのではというところで、これは市施設、職員向けのものだけでも、市民とかに関してはもっとこういうことをやっていくという回答のやりとりを聞いているわけですね。

碓井係長 そうですね。

中西副会長 その上でのご提案ということですね。というところで、1対1だから.....。

碓井係長 実際どこまでお聞きになられてどこまでの、意見シートを書かれるのは間違いないんですけども、どこまでお聞きになられて、どこまでお酌み取りになられた上でご自身の意見を書かれているのかは、ご本人様に確認をしないと何とも、私どもとしてもどこまで酌めばいいのか、もちろん委員の方であれば当然一定、お聞きいただいたことをご理解されているという前提のものと意見表明ということで、私どもは理解させていただくんですけども、傍聴者の方につきましては、例えば審議会の場での議論の内容について、よくわからないから質問がしたいということがあっても、質問の機会は与えられていないので、100%理解できているとした上でお書きになられているのかどうかについては、それは間違いないと思いますとは申し上げにくい状況がございます。

中西副会長 1つは、委員にもなられていないのにわざわざ来てくださるぐらい関心の高い方で、あと、議事録にも明確に、市民、事業所に向けた啓発については地球温暖化対策何たらかんたらの啓発並びに東京都が定める節電ガイドラインにのっとって行っていくことを、串田委員からの質問に対して答えていらっしゃることを受けての、結構、このところはわりと丁寧に議論したところで、そこを受けてこそのご提案というか、質問という感じがするんです。だから、それに対する回答とするとまた違うかなとも思いますし、確かに制度的にはないのかもしれないんですが、わざわざ来てくださっている方には、会長もおっしゃっているように、できるだけ丁寧にさせていただけるといいという感想は持っています。

碓井係長 こういった意見・提案シートの取り組み自体を前回から始めたものですから、私どもといたしましてもどのように取り扱っていくのかま

だ試行錯誤している段階ですので、どのような形がふさわしいのか、事務局といたしましても今後、検討してまいりたいと考えてございます。

大堀委員　　これは傍聴にいらした方だけに配られているもの。

碓井係長　　そうです。

大堀委員　　そうですか。

碓井係長　　たまたま本日は傍聴の方はいらしていないですけれども、必ずお配りさせていただくものになっております。

寺田会長　　串田委員、どうぞ。

串田委員　　「意見・提案シート」と書いてあるんですけども、内容が意見・提案ではなくて質問です。そうすると、このシートに「意見・提案シート」と書いてあると、ここに書かれたものに関しては審議会で議題として討議する形になります。ところが、この内容と、今、市からのお話を伺うと、前回やったとおりと。年に1回市報に出しますと。東京都へのリンクを張ってあります。前回もそのとおりでした。それは傍聴の方も当然聞いています。それに対してこういうふうにかかれたということは、なおかつ教えてほしいというのは、それはそれでわかるけれども、その先、それだけで十分なのか、市がどういうふうに思っているのか教えてほしい。

教えてほしいということであれば、審議会で審議することではなくて、環境政策課に問い合わせをして言えば、質問ですぐ返事は来る。言ってみると単純なこと。環境政策課へ質問の連絡をしてはいけないということはないわけですから。

ということは、このシートは「意見・提案」だけでいいのか、「質問」という名前をここに入れるかどうか、最後に原文のまま配付しますので云々と書いてありますけれども、ここで質問等があったらどうのこうの、例えば環境政策課で返答できることに関してはするので直接担当課のほうへ、あるいは審議する内容だと思ったら審議しますとか、そういう若干の説明をしておけば、それでいろいろなことは済むのではないかなと思うんです。

碓井係長　　意見・提案シートにつきましては、環境審議会だけで使われているものではなくて、市の附属機関全体で使われている、一字一句という

ほどではないんですけれども、ある程度フォーマットも決まっているものになりますので、その運用をどのようにやっていくのか、どのような取り扱いになるのか考えておきまして、実際に傍聴に来られる方が、意見・提案シートとなっていながらご質問を書いてしまうという取り扱いについてどうしていくのかは、事務局マターとして環境政策課で処理していいのか、結局お名前をお書きになっているということは、多かれ少なかれ審議会の場を出してほしいというご意向もあろうかと思っておりますので、そこら辺どのように解釈していくのかにつきましては、今この場では……。

鴨下委員

実際にこれを出されて、先ほどの繰り返しになるんですけれども、市の担当者から、返事を市からもらいたいケースのような気がするんです。審議会から意見をもらいたいというより、市の方からもう少しかみ砕いて教えてほしいとか、その先の話を知りたいという内容かと思う。これを出されたからすぐ審議会で議題にしなければいけないというものではないと思うので、こういうのが出てきましたけれども、これは議題に上げますか、それとも市で答えてよろしいですかという、まずそこを埋めないといけないんじゃないですか。それで、悪いですが、書いてあるものを全部議題にするのかとなると、またそれは違うような気がするんです。

それと、こういうのは受け身で、こういうのをつくれと言われたからつくっているみたいな、まさかこういうのが出てくると思わなかったみたいに聞こえるんですけども、来て当たり前ぐらいの気持ちで受けとめないと、よくないと思う。

これは市が答えればいいんじゃないですか。

原田委員

このシートを前向きに捉えると、我々の審議では気がつかなかった視点が傍聴者から出ている場合は、議論の対象になると思うんです。そういう気持ちでもう一回読んでみたら、この方の1は質問でもあるんですが、我々の前回の議論の中でも、この行動計画が市職員向けだということを途中まで十分に理解できていなかったというくらいに、傍聴者から見ると市民向けのものかと勘違いされるのも無理もないと思ったんです。そういう意味では、こういうふうに質問されているということは、市民向けの節電行動の呼びかけが十分ではないんじゃない

いかということを中心の中で思っているから、こういう疑問が出たと思ったんです。

ですから、先ほどのお答えで、市報で年1回掲載していますというけれども、去年は1回もなかったという説明でした。それが年1回必ずとか、あるいは年2回とか、そういう形でやればよいなど、私はこれは今、議論していて気がついたので、そういう役割もあるのかなと思います。

寺田会長 ありがとうございます。

碓井係長 いろいろなご意見を賜ったところですが、今後につきましては、いただいた際には必ず審議会には上げさせていただく。ただ、事前に市で内容を確認できますので、その場で明らかに市への質問と思われるものについては事務局としての回答はさせていただいた上で、審議会には上げさせていただくといった取り扱いで、今後、対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

寺田会長 ありがとうございます。ひとまず、これから受け取るであろう意見だったり、提案、もしくは質問に対しての、どういうふうに対応するかという枠組みを、これからあるかもしれませんので、そういう中で、今、碓井さんからお話があったかもしれませんけれども、どういうふうに我々で対応していくかということで、例えばこういう質問があったという報告でもいいと思うんです。それで、我々がこれから審議する上で重要なものであるならば、少し情報を提供していただいて、お話しすればよいのかなと考えます。

逆にこれはいい機会だったのかなと、我々で議論すべき点だったり、市民の方々とこちらで議論していることの温度差といいますか、そういうところを知り得る上で重要だったのかもしれませんので、よかったのではないかと思います。引き続きよろしく願いいたします。

中西副会長 あとは、今までも議題というと市の方にご準備いただいたものばかりだったんですけれども、例えばこういう質問とかご提案とかがあって、次はこんなことを議題にしてはどうかみたいなことを委員から提案という形もあるんですか。

碓井係長 状況に応じては、そういったこともあること自体は全く問題ないと考えております。

中西副会長 ありがとうございます。

島田委員 委員の皆様方がおっしゃっているように、非常にいい機会でお話しができたのではないかなと思うんですが、まず基本は書かれた方のご意向というか、我々がいろいろ推測しても的外れなこともあるかもしれませんが、それをお答えするかどうかは別にして、書かれた方がどんな意図でこれを書かれたのかを受け取ったときにしっかり確認していただくと、その後がスムーズに流れるのではないかなと、そこをお願いしたいと思います。

碓井係長 これを市にご提出される手段としてファクスとか郵送もございましたので、例えば窓口にお持ちいただいた場合だったら、当然その場でできるかとも思うんですけれども、そういう場合、ごらんになっていただくとおわかりいただけるかと思うんですけれども、お書きになられた方の連絡先の記載がないものですから、例えば郵送で送られてきたものは相手によって、私どもも知っている方だとまだいいんですけれども、知らない方の場合はそれも難しいのかなというところはございます。

島田委員 対面で受け渡しをするときは、できたらということですよ。

串田委員 連絡先を書けと書いていないから、書かないのではないですか。連絡先を書くようにすれば、それがすぐクリアになる。だから、このシートのつくり方が、始めたばかりと先ほどありましたけれども……。

碓井係長 こちらについては、お名前をお書きいただいたものにつきましては、審議会資料ということで審議会後に議事録が確定した段階で公開されるので、そういった際の個人情報の保護といった視点もあるのかと。私どもも附属機関の所管の部署にその辺は確認してみないと、断定的なことは申し上げにくいんですけれども、そういった観点もあるのかと考えているところです。

寺田会長 これは多分、私の勝手な推測かもしれませんが、こういうところで回答が欲しいという人は、例えば任意で書く欄があったら書いてくると思うんです。

串田委員 連絡先は当然任意ですから、保護何とかもくそもないんじゃないでしょうか。任意で書くということは連絡が欲しいという意味でしょう。

大堀委員 逆に連絡が欲しくない人は、連絡先を書かないという方法もあるん

ですか。

碓井係長 こちらにつきましては、お名前も書かないものでも……。

大堀委員 これには書いてありますね。

碓井係長 こちらの方も記入いただいているんですけども、お名前をお書きいただかないものでも市では受領させていただきます。ただ、お名前がないものにつきましては、審議会での議題という取り扱いにはさせていただきますかないことは事前にご説明させていただいております。

平野課長 今いろいろお話をいただいている中で、今回、審議会の意見・提案シートという形で出させていただいて、これは質問じゃないかというお話もあったんですけども、個人のお名前を書いていただいて、具体的に例えば審議会傍聴でも、またそうでない形でも、市に対して例えば何か質問をして、正式に個人的に回答が欲しい場合は市民の声という形で受け付ける場が別途ございます。なので、ここで意見・提案シートとして出されているものは、最初に皆さんに議論していただいたとおり、この会議の中で意見やら提案という形で議題として取り扱ってほしいと。個人的な回答が欲しいというよりは、むしろこの会議の中で議論をしていただきたい趣旨としてこの提案シートは根本的につくられていますので、この会議の中で議論されて、最終的にそれを傍聴でお聞きになるとか、もしくは会議録で確認するというのがこの提案シートとか意見シートの本当の趣旨だとは思っております。

当然この形で出しますと、質問等もこういった形で出てくることも今後あるかと思っておりますので、そういった部分に関しましてはこちらでも研究はさせていただくんですが、先ほどご意見がありましたとおり、もし単純な質問等で個人のお名前を書いていただいたものに関しては、今回こういったご質問が出たので、これについては事務局で個別に回答する形でよろしいでしょうかとこの場でご了解をいただくとか、そういった方向での検討もあるかと思っておりますので、そういった形でご認識いただければよろしいのかと思っております。

寺田会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、こちらの意見・提案シート及び情報につきましてはの議題を終了させていただきます。

引き続きまして、事務局から報告事項につきまして報告を行っていただきます。次第に従いまして、(1) 大気質調査についてを報告していただきます。ご報告よろしくお願いいたします。

荻原専任主査 それでは、資料の2、平成28年度大気質調査について報告させていただきます。この大気質調査は、自動車排気ガスが主な原因である二酸化窒素濃度を住宅地31地点、それから交差点・沿道地域19地点の計50地点で測定しております。それから、もう1つ、浮遊粒子状物質、これは市内2カ所で測定しておりますが、それらを調べることによって公害行政の基礎資料とする調査であります。

2ページ目に、二酸化窒素を測定している50カ所、それから浮遊粒子状物質2カ所の場所が書いてあります。

それを地図上に落とし込んだものが3ページの図1になっています。

まず、二酸化窒素の測定結果です。5ページをごらんください。住宅地域31地点の最大値が表の4にありますけれども、0.010ppm、最小値が0.008ppm、平均値が0.009ppmとなっております。交差点・沿道地域19地点の最大値が0.018ppm、最小値が0.010ppm、それから平均値が0.013ppmとなっております。

環境基準値につきましては、欄外に書いてありますが、1時間値の1日平均値が0.04から0.06のゾーン内またはそれ以下であることということになっておりまして、全ての地点で環境基準値を下回っております。

7ページに、図2ですけれども、二酸化窒素濃度線図をあらわしております。これを見ますと、小金井市域では、東よりも西寄りの地域、南北方向で見ると南よりも北側の地域のほうが二酸化窒素濃度が高いことがわかります。一番高い地点が新小金井街道と北大通りがクロスする交差点の周囲ということが見てとれます。

9ページを見ていただきますと、平成5年から平成28年度の平均値が載っていますので、これと見比べましても、今までの経過と、単年度の去年の測定結果を見ましても、今までどおりの濃度分布が出てきていると見てとれるかと思えます。

それから、次、10ページに行きまして、浮遊粒子状物質の測定結果になります。これは武蔵小金井駅前交番と新小金井交番の2カ所で、

3日間測定していきまして、表5にありますように3日間の平均値がそれぞれ0.01mg/m³、それから0.011mg/m³となっておりまして、これも欄外に書いてあります環境基準値よりも大幅に低い値となっております。

あと、以下は詳細な結果等の資料となっておりますので、お時間のあるときにごらんになっていただければと思います。

簡単ではありますが、報告は以上です。

寺田会長 ありがとうございます。報告が終了いたしました。ただいまのご報告につきまして何かご意見、ご質問等はございますか。

島田委員 質問ですけれども、1ページに、初めに調査の目的をご説明いただいたのですが、目的は公害行政の基礎資料とするというご紹介をいただきました。内容については事前にお送りいただいたので目を通していたんですけれども、公害行政の基礎資料とすることに対して、この調査がどうなったのかわからないものですから幾つか教えてほしいんですが、これはどなたに報告をしている報告書なのかということが1点目です。

2点目は、報告を受けた方はこの結果をどんなふうに活用されているのかとか、結果を見てフィードバックがあったのかどうかを教えてくださいたいのと、小金井市以外の他の市ではこういう取り組みをどんなふうにされていて、小金井の特徴があるのかどうか、わかる範囲で教えていただけたらと思います。

荻原専任主査 まず、誰に対してなのかというところですが、取りまとめたこの報告書を報告させていただいております審議会の皆様、それから、その結果は市報等で市民の方にも、あとは情報公開コーナーや議会図書室、図書館本館などにも置いてありますので、一般の市民の方々が目にできるようにしてあります。

島田委員 公害行政をつかさどる方に毎年こうですと報告、そういう性質のものではないんですか。

荻原専任主査 特段今までは要請がないのであれでしたけれども、今年度につきましては都市計画課で、五日市街道沿いで桜の木を、植栽を伐採したので、その辺で近隣の住民の方からそれによる大気汚染というか、車の排気ガスが来るとか、そういうお話があるということなので、実際

そういうのが数値上で変わってきたことによって影響があるのかどうなのかという問い合わせがありまして、資料が欲しいということなので、都市計画課にこの資料一式をお渡ししたということでは使っております。

そういう形で他課からもデータとして提供してほしいということがあれば、データ提供をして使っているところです。

島田委員 ほかの市ではこういうことをやっていらっしゃるんですか。

荻原専任主査 各市やっています。

島田委員 法律に基づいてこういうのをやらないといけないとか、そういう取り決めがあるわけでは……。

荻原専任主査 特にやらないといけないというものではないんですけれども、環境基準が定められているものについては各市で、市民、区民の健康と安全を確保するために、率先して区市のほうで測定しています。もちろん各市ではなくて東京都でも常時監視測定局が都内に50地点近くありますので、そういうところでは測定をしています。

島田委員 わかりました。ありがとうございます。

寺田会長 ほかによろしいでしょうか。

小野委員 5ページで、全ての調査地点において環境基準を下回っていたということですが、環境基準が添付資料に載っています。二酸化窒素の場合、年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価することができないとうたっています。評価方法についての下から3行目、星印を入れて3行目。

島田委員 長期的評価としてはどうかということですかね。

小野委員 でも、二酸化窒素の場合はこれです。

島田委員 長期的評価はですね。

小野委員 ええ。

島田委員 短期的評価というのは……。

小野委員 二酸化窒素については長期評価とうたわれている。

島田委員 そうですね。

小野委員 そうしますと、1ページの、二酸化窒素の調査期間が設置されて回収するまで5日間しかない。これで調査結果が正規なものとして評価できるのかどうかという疑問を感じた。

荻原専任主査 これにつきましては、今、島田委員からお話があったように、長期的評価としては評価できないかもしれないですけども、短期的評価で6,000時間というのと相当、測定……。

小野委員 その前にいいですか。環境基準についての提示の評価方法の上から3行目に、二酸化窒素については長期的評価とうたわれている。短期は使えないですね、二酸化窒素では。

島田委員 これ、6,000時間というのは、50地点で5日間24時間やったら、掛け算すると6,000になるから……。

小野委員 なりますか？

島田委員 5日、20、21、22、23、24で、24掛けると120。

小野委員 6,000時間になりますか。

島田委員 50地点を掛けると6,000になるから、1日24時間だから、6,000というのは、多分いろんなものの累計なんだとしたら……。

小野委員 素人なので、わからないので、説明いただきたいなと思ひまして。

荻原専任主査 では、そこにつきましては、調べて次回ご報告させていただきます。

寺田会長 ありがとうございます。

小野委員 もう一点あるんですが、よろしいですか。

寺田会長 お願いいたします。

小野委員 4ページの浮遊粒子状物質のところの表3に、測定機器等一覧というのがございます。ここで測定原理というところがありまして、浮遊粒子状物質のところではJIS B 7954（ベータ線吸収法）ということであらわれているんですけども、二酸化窒素のほうでは全然違う表記がされているんです。なぜここにJIS B 7953（吸光光度法）というのを、環境基準のところであらわれているのに、使わなかったんですかということ疑問に思いました。

添付資料の「環境基準について」というところで、次のページの頭に「環境基準について」というところにありますね。大気汚染物質に係る環境基準、ここの二酸化窒素のところの上に、先に浮遊粒子状物質のところにはJIS B 7954、ベータ線吸収法とうたわれています。その下にJIS B 7953、吸光光度法とうたわれているので、それを使われたらよかったんじゃないかと思ひました。

荻原専任主査 これにつきましても、持ち帰らせていただいて次回回答させていただきます。

だきたいと思います。

小野委員
寺田会長

よろしくお願ひします。

おそらく公定法とか定められた方法に準拠したという情報があると
よろしいですね。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、以上で、大気質調査についてを終了いたします。

次に、(2) ダイオキシン類調査についてを報告していただきます。
事務局の方からご報告をよろしくお願ひいたします。

荻原専任主査 それでは次、資料3、大気質調査のダイオキシン類の報告をさせて
いただきます。

ダイオキシン類につきましては、夏季と冬季の年に2回、小金井市
東センターと保健センターの2カ所で測定しております。

調査地点、2ページをごらんいただきますと、東西方向、それから
線路をまたいで南北方向の地点で測定しております。

調査結果につきましては、5ページをごらんください。東センター
の夏季が0.014 pg-TEQ/m³で、冬季が0.013。保健センターの
夏季が0.016、冬季が0.018。それぞれの平均値がそこに書いて
ありまして、合わせた平成28年度平均値が0.015 pg-TEQ/m³と
なっております。

11ページを見ていただくとわかりやすいんですが、環境基準が0.
6 pgとなっておりますので、それを、6-2を見ていただくと、調査
地点周辺住民の1日呼吸量を15 m³、それから体重50 kgの人間を仮
定しまして、大気からのダイオキシン類の曝露量を、本年度の調査結
果、平均値0.015 pgを用いて計算しますと、1日当たり0.004
5 pgとなりまして、これは環境基準値、1日で4 pgを超えてしまうと
人体に影響があると言われていた数字ですけれども、その数字と比べ
ましても0.11%の寄与率であったということで、極めて低い値で
あったということがわかると思います。

簡単ですけれども、以上で説明を終わります。

寺田会長

報告が終了いたしました。どうもありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何かご意見、ご質問等はございます
でしょうか。よろしいでしょうか。

特にならなければ、以上をもちまして、大気質調査、ダイオキシン類調査についてを終了いたします。

次に、(3) 自動車騒音常時監視調査結果についてを報告させていただきます。事務局の方からご報告をよろしくお願いいたします。

荻原専任主査 続きまして、資料4、自動車騒音の常時監視に係る調査についてご報告させていただきます。

まず、この調査は平成24年度に、権限委譲に伴いまして東京都から移管された業務であります。この自動車騒音常時監視というのは、騒音規制法第18条の規定に基づきまして、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握することにより、自動車の運行に伴い発生する騒音に対して、地域がさらされる年間を通じて平均的な状況について継続的に把握するものでございます。常時監視といっても、24時間常に監視しているわけではなくて、それを継続的に把握していくものでございます。

それを面的評価するんですけれども、面的評価といいますのは、幹線道路に面した地域、具体的に言いますと道路端から50メートルまでの範囲なんですけど、そこにあります個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出する道路交通騒音の評価方法です。例えば、対象地域内で道路端から50メートルまでの間に全部で1,000戸住居があったとします。そのうち800戸が環境基準に適合する場合は、環境基準の適合率は80%という評価になります。

これは、市内のどこを測定するかというのは、国土交通省から交通センサスというものが示されていまして、小金井市域におきましては10地点を測定しなさいと示されております。それを原則として5年間で全ての地域の評価を行いなさいというものなので、10地点を5年間に分けまして、小金井市では年に2地点ずつ測定しているものでございます。

28年度の測定地点につきましては10ページをごらんください。28年度につきましては、武蔵小金井停車場貫井線とあって、一般的には行幸通りと言われている西友、ドン・キホーテの前の道です。そのこと、府中小金井線といたしまして東大通り、法政大学のある通りにな

りますけれども、その2路線を評価いたしました。

測定結果につきましては18ページをごらんください。表3-1になりますが、騒音レベルの太文字になっているところ、一番左の L_{Aeq} を評価いたしますけれども、行幸通りの昼間が63デシベル、夜間が59デシベル、それから東大通りの昼間が59デシベル、夜間が53デシベルとなりまして、全て環境基準、それから要請限度の値は満たしております。

28ページをご覧ください。今回その2路線で評価した住居の戸数が全部で1,978戸あります。昼夜とも基準値以下だった住居の割合が99.4%ありました。近接空間というのはどういうところをいうのかというと、2路線以上ある道路につきましては、道路端から20メートルの幅を近接空間と言います。2車線ない道路につきましては、道路端から15メートルまでの幅を近接空間と言いますが、今回はどちらの道路も2路線ない道路なので、道路端から15メートルまでの住居であるおうちを近接空間としておりますけれども、その区間にある住居が973戸ありまして、99.8%が基準値以下でした。それから、非近接空間というのは15メートルより外です。道路端から15メートルから50メートルの範囲にある住居ですけれども、それが全部で1,005戸ありまして、そのうちの99.1%が基準値を満たしております。以下、そこに面的評価のグラフ等があります。

30ページをごらんいただきますと、権限委譲を受けてから昨年度でちょうど5年たちまして、小金井市域10地点全ての道路の評価が終わりまして、その結果が30ページに載っております。この中で、評価的には一番環境基準を満たしていない道路が、表4-2(2)を見ていただくと、パーセンテージ、一番左を見ていただければわかると思うんですけれども、1番の杉並あきる野線というのは五日市街道ですけれども、五日市街道周辺の住居が一番達成率が悪かった。これはなぜかということ、道路が狭いわりには交通量が多いのと、比較的道路から近くに住居があるというところで、評価的には低い数値になっているのかなと推測されます。

あと、以下、細かい資料がずっと続いていますので、お時間があるときにごらんいただければいいかと思うんですけれども、この10地

点全部が終わったまとめが33ページ、34ページに色分けされています。ほとんどの地域が95%以上の達成状況ですが、五日市街道が比較的数値的にはよろしくないかなということがわかったと思います。

簡単ではありますけれども、以上で報告を終わります。

寺田会長 ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

中西副会長 すごい細かい質問で申しわけない。28ページの表4-1で、近接空間と非近接空間の比較がおもしろいなと思ったんですが、単純に考えると、近接空間のほうが基準値以下が少ないのかな。遠いほうが…

荻原専任主査 そうですね。私も見て思ったんですけれども、近接空間のほうが、近いにもかかわらず達成の割合が高いということです。

中西副会長 ほかに騒音源があるということなんですか。

荻原専任主査 音なので、反射とかそういうことがもろもろ考えられるかと思うので、測定しているのはその1地点なんですけど、その数字を特殊なシステムを持っているコンピューターに入れますと、それでその道路をずっと、ある住居について推計値が出てくるんです。それは、後ろの資料の19ページ以降を見ていただければいいかと思うんですけれども、こういう形で色分けされて出てくるんです。特殊なシステムがあるんですけれども、これには、どの住居が木造住宅だとか、鉄筋コンクリートだとか、そういうことを全部入力していくんです。アパート、マンションか、そこに何戸住居があるのかということまで全部調べて、数字、データを入れていくと、それぞれの住居について推計データが出てくるということなので、そういう中では、発生源がほかにあるのか、もしくはその場所場所により、音なので反響とかがあるので、近いから騒音が大きいとか、遠いから騒音が低いとかということには一概にはならないのかなという感想を私も持っているところです。

寺田会長 ほかにございますでしょうか。

大堀委員 この調査というのは、12月の7とか8とかで、2日間でやっているんですか。

荻原専任主査 24時間測定です。

大堀委員 じゃあ、季節的にもっと低くなる時もありますよね。

荻原専任主査 測定する時期につきましては、自動車騒音を測定しているわけですから、それ以外の音はなるべくないようにということで、夏の虫の鳴き声がないときとか、秋の虫が鳴かないときとか。

大堀委員 そういうのも影響される。

荻原専任主査 そういうのを考えて時期を決めているところがあるので。

大堀委員 じゃあ、自動車が一番たくさん通る時期とか、そういうときはもっと数値が上がる可能性もあるんですね。そういうときにやったら。

荻原専任主査 そうですね。

大堀委員 そうしたら、例えばですけど、五日市街道沿いだと、小金井公園のお花見の時期とか行楽で遊びに見える方がいっぱい来ているときは、たまたまそこに当てたらすごい数値が出ちゃうとか。

荻原専任主査 交通量が多くなれば基本的には騒音レベルは高くなるかと思うんですけども、逆に、渋滞で車が動かなかったりするとそんなに騒音が出ないとか、スピードを出してガーッと行くと音が高くなるけど、のろのろ走っているとそんなに音がないということもあるかもしれないです。

大堀委員 ガスが出る。

荻原専任主査 そうです。それだけ大気は悪くなると思うんですけど。

大堀委員 調べ方もいろいろ、平均的にはいかないような気がする。

荻原専任主査 そうですね。365日測定していればそういうデータもとれるでしょうけど。

寺田会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

ご参考までに、これ、毎年測定されているということでよろしいですか。

荻原専任主査 常時監視につきましては、先ほど申したように10地点を5年間かけて測定しているので、2地点ずつ、この測定しているところは毎年変えています。

寺田会長 この目的が、今後の総合的な道路環境の各種施策への反映を図る資料ということですけども、そういった観点から考えて、市の交通とか道路事情とかに関して何かフィードバックできそうなところはあるかどうか、それから、例年変わっていく形ではないので、このままでモニタリングを続けていくというスタンスなのかということの、ま

だ結論は出ないと思うんですけども、今の状況について少しご意見をお聞かせいただければと思います。

荻原専任主査 これは常時監視ということなので、長く継続してやっていく中で、道路管理者、この場合は都道なので東京都になるかと思うんですけども、結果は東京都で全部集計して、都道については持っています。そういう中で、大きな施策として、一定騒音レベルが高いような道路については何かしら東京都で対策を打たなきゃいけないというので、例えばここは低騒音型に変えようとか、防音壁を建てたほうがいいんじゃないかとか、あとは交通量が多いのであれば新たな側道を用意しないといけないんじゃないかとか、そういう道路行政の長期的な施策の中で議論されていくと思うので、短期的にすぐどうのこうのということにはなかなかつながらないかと思うんですけども、長い目で見ていくと、その道路状況について改善していく必要があればそういう対策をとっていくというものになるかと思います。

寺田会長 わかりました。ありがとうございます。

鴨下委員 長期的なことでちょっとお聞きしたいんですけども、武蔵小金井の南口の、今、再開発の第二地区の解体が終わって、どんどん家が建ってくると思うんですけど、この前、建築屋さんの説明会をやったので行ってきたんです。ツインタワーででかいものが建って、何百世帯だか忘れちゃったけれども、駐車場を地下だか何かにつくると。

そこまではいいんですけど、その駐車場に入る車とか、あとテナントをいっぱいつくるというんですが、テナントに来るお客さんの車はどの道を使ってその駐車場に入るんですかと言ったら、市民交流センターの後ろに一方通行の道がありますね。全部あそこを通すというんです。あそこは一方通行で、ほんと裏道のイメージなんですけど、あそこに誘導すると。入居者もそうだし、府中のほうからいっぱいお客さん呼びたいと言っているんですね。その道もあそこから入らせると。そうすると、まず、あの道がせっかく今いい環境の道なのが、ヨーカドーもありますから大渋滞になるのかなとか、あと、坂下の交差点はもっとひどくなるなど。だから、そういうのはどういうものなのかな。先ほどのあれで、今はいい状態かもしれないですけど、先々よくない状態になるのかなということ。

あと、騒音とは関係ないんですけど、建物ができたときに、今、市民交流センターが、風がすごいですね、ビル風が。ここにツインタワーができると、また風がすごくなるんじゃないかということで、あの風で人が結構、お年寄りが倒れちゃうというぐらいの風なので、風のこととは別としても、その辺にもちゃんと騒音のチェックを長期的に、今のいい数字からこんなに悪くなりましたというのをやってほしいなと思うんですけど。

中西副会長　　ちょっと関連で、大気質の調査のときとこの騒音と、何か合わせられないかなと思っていたんですけど、さっきの大気質のものにしても、道路に関しては渋滞が起こっているようなところがわりと数値が高いですよ。というようなところとあわせて、道路行政というか、すごくおもしろいし、ベースが今すごく低いので、これだけ見ていると毎年やられている価値ってあるのかな、お金がどれぐらいかかっているのかなとかも思ったり。だけど、今のお話とか聞いて、毎年とっていく必要があるのかなとも思ったり、高いところは毎年で、その周辺とか、木が切られたりとか、新しい建物が出きたりみたいなきにそこを重点にというような感じで、関連するものを効率よく組み合わせたり、また、その結果を反映させるときにうまく使えと、これだけの資料をしっかりとっていらっしゃるというのは意味があるかなと思ったので、そういったところも検討できるといいかなと思いました。

寺田会長　　ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、自動車騒音常時監視調査結果についてを終了させていただきます。

次に、(4) 道路交通騒音・振動の要請限度調査結果について、ご報告させていただきます。事務局の方から説明よろしくをお願いします。

荻原専任主査　それでは、次は資料5、自動車騒音の要請限度に係る自動車交通騒音振動調査の報告をさせていただきます。

こちらは、市内にあります5本の都道につきまして、騒音及び振動の測定をいたしまして、要請限度を超える数値が出るような道路につきましては、その道路管理者であります東京都知事に道路の改修、改善を要請していくというものでございます。

6ページをごらんください。表2-1、調査地点が5地点あります

が、五日市街道、小金井街道、連雀通り、新小金井街道、東八道路の5本の都道について測定しております。測定地点の箇所につきましては、上の図2-1を見ていただきますと、その5地点で測定しています。

まず測定結果、17ページをごらんください。これは騒音の測定結果なんですけれども、一番左端の太くなっている数字を見ていただきますと、どの地点も昼夜間ともに環境基準値、要請限度とも満たしております。

次は、25ページをごらんください。振動の調査結果が載っております。表3-2(1)、これも数字が太くなっているL₁₀というところで評価いたしますけれども、どの地点も昼夜間ともに要請限度を満たしております。

また、細かい資料があるので、お時間のあるときにごらんいただければと思います。

このように、例年ですと五日市街道の夜間で、要請限度は満たしているんですけれども、環境基準値を超える騒音の地点が出てきたりするのですが、28年度につきましては全ての地点で、騒音、振動とも要請限度を超える地点はございませんでした。

簡単ではありますが、報告を終わります。

寺田会長

どうもありがとうございます。報告が終了いたしました。

ただいまのご報告につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

特に問題はなしという結果でございますが、よろしいでしょうか。

小野委員

ちょっとだけ。25ページの「明らかな異常振動は削除」とありますけれども、この「明らかな異常振動」というのは、環境省とかそういうところから何か説明が出ているんですか。そうじゃなくて、小金井市役所として担当者が異常を感じるような騒音と。

荻原専任主査

おそらく業者さんのほうでは、騒音とか振動の波形を見ると、例えば救急車が通ったときはその瞬間だけ騒音レベルが上がりますよね、ピーポーピーポー鳴ると。それは除外するということです。振動も同じく、そういう明らかに異常な振動については、例えば通行人がドンドンと、子供たちなんかよくやりますけれども、騒音計が置いてある

前でアアーとしゃべっていたりするので、そういうものは除外するということです。

小野委員 わかりました。ありがとうございます。

寺田会長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

以上で、道路交通騒音・振動の要請限度調査結果についてを終了とさせていただきます。

次に、(5) 水質監視測定及び湧水調査についてをご報告いただきます。事務局の方からご報告をよろしくお願いいたします。

藤原主事 それでは、水質監視測定及び湧水調査のご報告をさせていただきます。

まず、1 ページ目から2 ページ目までは、調査の概要についての説明が載っております。市では年4回、市内14カ所の井戸水の有機塩素化合物などによる汚染状況及び年2回、市内3カ所の湧水と野川の柳橋下地点での水質監視測定を行っております。

6 ページから14 ページまでは井戸水調査となっております。井戸水調査についてですが、各項目について環境基準を超える地点はありませんでしたので、井戸水の水質汚染は確認されておられません。また、中町3丁目の児童遊園、No.10の鉛についても特に異常は確認されませんでした。

続きまして、15 ページから16 ページまでは野川調査になっております。こちらも各項目の環境基準を超えることはなく、例年どおりの結果となり、水質の異常は確認されておられません。

最後に、17 ページから28 ページまでは湧水調査のデータ等が載っておりますが、水質についてこちらも各項目について環境基準を超えることはありませんでした。水生生物については19 ページ、20 ページに載っているんですけども、ミミズなどの汚い水の指標種も確認されている一方で、サワガニなどきれいな水の指標種も確認されていることから、比較的良好な水質が保たれています。

水質監視測定及び湧水調査についてのご報告は以上となります。

寺田会長 ありがとうございます。報告が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご意見、ご質問等ございますで

しょうか。

鴨下委員 初歩的な質問で恐縮なんですけど、これはクリアしているということとは、例えば飲んでいいということですか。

藤原主事 これを調査しているのは井戸水と湧水と野川なんですけれども、飲むための調査というのはまた別途、東京都のほうで項目も、50項目程度の調査をやっておりまして、市で取り組んでいるこの調査について飲むことができるかと断定するのは難しいです。

鴨下委員 何か災害があったときに、自己責任でもいいんですけど、飲んでいい基準であれば使えるかなと。

碓井係長 ちょっと今の説明の補足をさせていただきたいんですけども、市のほうでは所管が総務部地域安全課になるんですが、防災用井戸という、井戸の深さがかなり深い、50メートルぐらいになるものを設けておりまして、そちらのほうにつきましては、今、鴨下委員がおっしゃった非常災害時に飲用水として使えるものになっておりまして、そちらにつきまして飲用水として使えるかどうか、項目的にも当然、私どもの調査よりははるかに細かいものになるんですけども、測定を年1回行っております。私どもの行っている井戸の水質測定につきましては、観測用井戸、比較的浅い井戸を測定しておりますので、私どもの行っている測定において異常が出なかったからといって飲めるものではなくて、使うとすれば、もっぱら植木の散水といったことにお使いいただくものになってございます。非常時、災害時のことを考えているという意味では、防災用井戸も考えたいなと思っております。

以上です。

寺田会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

大堀委員 その井戸の水なんですけれども、水量とかはわかるんですか。

藤原主事 こちらで調べているのは高さになるので、量という表現すれば、水がどれだけ地下たまっているのかというものを観測するという意味で調査しております。

大堀委員 浅い井戸だと、たまに枯渇するんですよ。だから、水量というのはどうなのかなと日ごろ思っていたものですから。うちは相当深い井戸があるんですけど、そこは近所で枯渇しても案外出るんですね。だから、水脈が浅いほうだと水量というのはないんじゃないかなと日ごろ

思っていたもので、それは別に調べないというか、関係ないんですね。

藤原主事 市内で水位、高さを調べているのは2カ所ありまして、10番の中町2丁目と13番の貫井北町の2カ所は水位の測定を行っている。

大堀委員 何かに使おうと思ったときに水がなかったということもないとは限らないと思って。

串田委員 ちょっと意見というか、今、大堀さんのお話でふと思い出した。大堀さんのところは、自分のところで使う井戸という形で昔掘られたところですけども、そういう形で井戸を掘るときには、水脈をちゃんと調べて井戸を掘りますね。私が、60年前ですけど、引っ越してきたときには、まず水道も何もないわけですから、電気だけしかないわけですから、そうすると家を建てる前に井戸を掘る人が来て、どこに井戸を掘るか敷地の中を調べるんです。どうやって調べるのかよくわからないんですが、においだとか言っていたような記憶が。ここが一番水脈が浅くて水がとりやすいというところへ、そういう形で水脈と関連して井戸を掘っていく。

ところが、今ある井戸というのは、例えば公園とか、その地域地域でこの場所だという、ここは必要だと、水脈と全く関係なくつくるので、水位に関してはあまり意味がないというか。ただ経年としてずっとあるかないかということは大いかもしれないけど、深い浅いはほとんどもう意味がないんじゃないかなという感じがちょっとしました。

大堀委員 うちの場合はいつも水が出ているのであれなんですけど、たまたまご近所で何度か、井戸があるお宅が、春先、植物の吸い上げが多いと枯渇しちゃうんですよ。それで鉢に水をあげるのにも出ないということを知ったので、もしかして水位がそれで水量がない場合はこういうご期待に添えないようなことになるのかなとちょっと感じたんですけど。普通に出ているのが当たり前と思っていたら、そうでないというのがわかって。

串田委員 数値等の内容のことでなくて申しわけないんですけども、水質監視測定及び湧水調査委託と書いてあります。それで委託先が書いてありますが、先ほど騒音等に関しては委託ということで委託会社が明記されて、この水質と湧水の調査は委託業者を明記しない理由は何かと

いうことが1つ。

それから、これは調査概要という形で、調査という、調査件名というふうになっていますけれども、騒音のほうは業務概要になっていますので、業務と調査がどういう……。ところが、業務概要でも中身は調査なんですね。本文中には調査と出てくる。項目としては業務。この辺の表記は、単に担当の方がそういうふうにしたのか、何か意図があるのか。

碓井係長 特段の意図はないと思います。私どもといたしましては、市として業務委託を行う際に、仕様にうたった内容がきちんと業務がなされていて、それに対してその結果の報告の書面がきちんとあがっていれば、それ以上は、サイズのところまで、問うまではしておりませんので。

串田委員 じゃあ、その委託会社なり何なりは明記することはないということですか。

碓井係長 必ずしなければならないという……。

串田委員 何でしないのかという。してもいいということですか。

碓井係長 しちゃいけないということではないですけど、別にしなきゃいけないというところまでは。市がどこの業者に委託をしているのかといったことにつきましては、これは市の契約情報といたしまして必ず公開されてございますので、そちらのほうをごらんいただければと思いますが。

串田委員 いやいや、ここに書けばいいじゃないですか。一言、社名を書けばそれで済むことで、何で……。委託業者の名前は必要だと思います。そういう意味で、何で水質のところは書いてないのかという質問をさせていただきます。

荻原専任主査 ちょっと補足で、さっき言った業務とか調査目的とか違うというところがあるんですけども、それは担当者がそれぞれ違うのでそこまでそろえてなかったというのもあるんですが、もし水質のほうで測定業者を入れたほうがいいということであれば、来年度の報告書には入れさせていただきます。

寺田会長 ほかにございますでしょうか。

原田委員 わかったら教えていただきたいんですが、19ページの生物の一覧で、ホテルが美術の森で1匹いた。よく美術の森とか貫井神社の近所

の水路といいますかカワニナがいっぱいいて、私の感覚だと、ここ数年増えているような気がして。ただし、ホタルって見たことないねってみんな言っているんですね。この表で見ると美術の森で発見されていると。これは毎年発見されているのか、それともかつてはいなかったのかというのはわかりますか。

藤原主事 戻って資料を見ればわかるんですけども、今の時点で過去ホタルがどのような個体数いたのかというのは、ちょっと把握をして……。

原田委員 そうですか。もっときれいになると増えるという……。

藤原主事 そうですね。

寺田会長 ほかにございますでしょうか。

小野委員 ミミズ類が汚い水の指標で、サワガニとか良好な水質ということで言われていますけれども、これ、湧水ですよ。湧水の調査でどんなところで湧水を調査するかによって、サワガニというのは、大抵湧水のところには池がありますので、池からはい上がってくるというケースもあるわけですよ。湧水の調査をどんなところでやるかによって、こういうことはあるかないか。素人考えでちょっと考えると、湧水のほんとに我々の目に映るところまではミミズだとかサワガニとかこういうのはないと思うんですけど、どうなんですかね。池からはい上がってくるのか、それが湧水の出入り口あたりに行くとかということは十分考えられるんです。実は滄浪泉園を管理したときに公園管理関与したものですから、そこで眺めてたらいると。そういうケースのほうが多いんですね。湧水の出てくるようなところ、庭の池とかああいうところから見ると、肉眼ではなかなか見当たらないです。というケースがありましたのでちょっと聞いただけで、あまり深く考えないで結構です。

荻原専任主査 3地点とも湧水の湧いているすぐそばのところで採取しているんですけども、ただ、そんなに湧水がこんこんと湧いているようなところではないので、すぐ池だったりとか近くにあるので、ミミズとかそういうのもすぐ近くにいてとれちゃうのかなという印象を持っています。

小野委員 わかりました。それで結構です。

寺田会長 ほかにございますでしょうか。

中西副会長 15ページの野川の調査で、(1)生活環境項目の2行目、「大腸菌群数以外の項目は同様の値で」、大腸菌群数は結構下がっているということはきれいになっているということなのか。ここは同じ地点で測っている……。

藤原主事 そうです、同じ地点なんですけれども、この大腸菌群数というのが、大腸菌群数という中のさらにその下に大腸菌があって、群数となると自然由来のものが反映されていて、日によったりとか当日の水温だったりとか天候だったりによって大分左右されてしまうということですので、一概に水質がよくなっているかというのは難しいところがあります。日変化が大きいので、たまたまこの平成28年6月29日はこういう数値になったという。

中西副会長 両方ですね。第1回、第2回も。

藤原主事 そうですね。

中西副会長 たまたまそんなに違っちゃったりするんだったら考察のしようがないかもしれないけど、何かちょっと考察できるような資料とかがあるといいかもしれないですね。

寺田会長 これは1回測定ですか。何回か。

藤原主事 年2回です。

寺田会長 何かそういう誤差もちょっとあるのかなというところが私はちょっと感じています。

藤原主事 大腸菌群数を指標に入れるというよりかは、東京都のほうから、上から3つ目のBODというのがあるんですけども、そこを基準にして見るようにと言われておりまして、大腸菌群数は変化が大きいので、大体BODで報告してくださいという。

寺田会長 私、今の水質のところちょっと気になるデータがあって、資料編の先のほう、だから28ページよりも先、井戸水調査結果を開いていただくと、No.5 関野町1-11というところで表がありまして、細かなところで本当に恐縮なんですけど、第2回の平成28年9月23日11時40分のところで、電気伝導率、硝酸性窒素を見ると、去年から20倍ぐらい薄くなっているんですね。自然に1年でこれだけ減少したとはちょっと思えなくて、電気伝導率もイオンの濃度とかが20分の1に薄まっているということになると思うので、何か原因が

あるのか、それともエラーなのか、ちょっと気になるところだったので。値としては低いので、これが正しければ何の問題もないし、逆にいいことだと思うんですけど、ちょっと気になります、モニタリングするところで。ただコメントなので、また本年度、そこでご報告いただければと思います。

串田委員 電気伝導率、ほかのところに関しても、ほかのものの数値に比べてかなりばらつきが多いですね。

寺田会長 多分、溶け込みとかがあるんでしょうけれども、20倍ぐらい薄まる、値が変化するというのはちょっと気になりました。

串田委員 第1回のときでも半分というか倍。計測するとそういうばらつきが出るものなのかどうかちょっとわかりませんが、ちょっとばらつきが多過ぎですね。伝導率とか。

寺田会長 じゃあ、引き続きまたご報告をよろしくお願ひしたいと思います。ほかにございますでしょうか。

中西副会長 先ほど、市の契約何とかなを見ればどこの業者に委託しているというのがわかるというお話だったんですが、相当な金額がかかって……、私も水のこととか興味があって、10項目……、少ないものなんですけど結構かかりますよね。これだけの数を調べて、ほかのものもあれなんですけど、どれぐらいかかっているのかなみたいなのってどこかで、市の予算みたいところで。

碓井係長 すみません、ちょっと正確な数値は持ち合わせていないですけども、大体100万強ぐらいとお考えいただければと思います。井戸と湧水と野川の、この報告書に記載してある調査を全て行っております。

中西副会長 ちなみに大気質はどう？

荻原専任主査 大気質は、ダイオキシン類のほうが……。

中西副会長 また次でも全然。

荻原専任主査 すみません。

鴨下委員 一番最後のほうに写真付きで出ている業者が、株式会社むさしの計測、ここがいろいろやっている業者さんの1人ですか。

荻原専任主査 むさしの計測さんですと、水質の測定とダイオキシン類のほうをやっていると思います。昨年度につきましては、この2つを測定していただいています。

鴨下委員　　これは個人的ですけれども、数字が、さっきの、前の数字もそうなんですけど、よ過ぎちゃって、最近ちょっと不信感というか、東京都の数字が出てくると、豊洲じゃないですが、あんまりいい数字って何かうさんくさくて、うーんとなっちゃうんです。たまにポイント、ポイントで悪い数字が出て、ここはちょっとよくないのでどうしましょうかというのが、みんな会議でいろいろ、ああしてこうしてとなるんですけど、こんな数字がいいんだったら別にやる必要……、だまっててもいいじゃないって感じになっちゃうんですよね。だから、さっきの業者のこともそうですけど、もうちょっとクリアにしていかないと、だんだん、えーって思っちゃうんですけどね。

碓井係長　　すみません。先ほどご質問いただいた大気質調査のかかる金額なんですけれども、大気質調査のほうが43万円強で、ダイオキシンのほうが48万円強となっております。

寺田会長　　年間ということで。

碓井係長　　はい、年間です。

寺田会長　　ほかに何かございますでしょうか。

原田委員　　要望なんですけど、大変貴重な調査で詳しく報告書になっているという事はわかるんですけど、これを委託の結果、環境政策課としては、この調査をもとにこういう考察をしました、今後こういう課題があります、あるいは経年ではこういう変化が見られますという分析のページがどこかにあってもいいのかなと思いました。大変な作業だと思うんですけど、これをぱっと見ても、じゃあどうなのという、市役所としての考察、分析が不足しているのかなという感想を持ったんですけど、ご検討いただけたらと思います。

寺田会長　　ほかにございますでしょうか。

よろしければ、以上で、水質監視測定及び湧水調査についてを終了させていただきます。

次に、(6)平成29年度小金井市環境賞についてを報告させていただきます。事務局の方からご報告よろしくお願いいたします。

藤原主事　　市では、市民及び事業者が率先して環境への負荷を低減、その他の環境の保全などに資する活動を行っている個人、事業者を対象に、第15回小金井市環境賞を6月1日から募集します。市報6月1日号や

ホームページでも掲載する予定です。委員の方たちの周りで環境保全活動に功績のあった個人または団体、業者さんがいましたら、ご推薦のほうよろしく願いいたします。

以上になります。

寺田会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしければ、以上で、平成29年度小金井市環境賞についてを終了させていただきます。

次に、(7) その他を報告していただきます。事務局の方からご報告をお願いいたします。

碓井係長 特に本日はございません。

寺田会長 ありがとうございます。以上で、その他を終了させていただきます。引き続きまして、次回審議会の日程についてを行います。事務局から何かございますでしょうか。

碓井係長 次回につきましては、平成28年度小金井市環境報告書(案)を議題とさせていただきたいと思っております。開催時期につきましては、10月上旬から中旬ぐらいにかけてを想定させていただいております。また近くなりましたらメール等で委員の皆様には日程調整をお願いさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

寺田会長 ありがとうございます。ほかに何かご意見等、委員の皆様からございますでしょうか。

ご意見がないようでしたら、以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって平成29年度第1回小金井市環境審議会の会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —